

第1章 検討の目的等

第1節 目的

東京消防庁管内の火災件数は減少傾向にあるなか、電気火災が全火災件数に占める割合は、10年前の15%から21%に増加し、高い割合となっており、火災予防の喫緊の課題となっている*1。（図1－1参照）

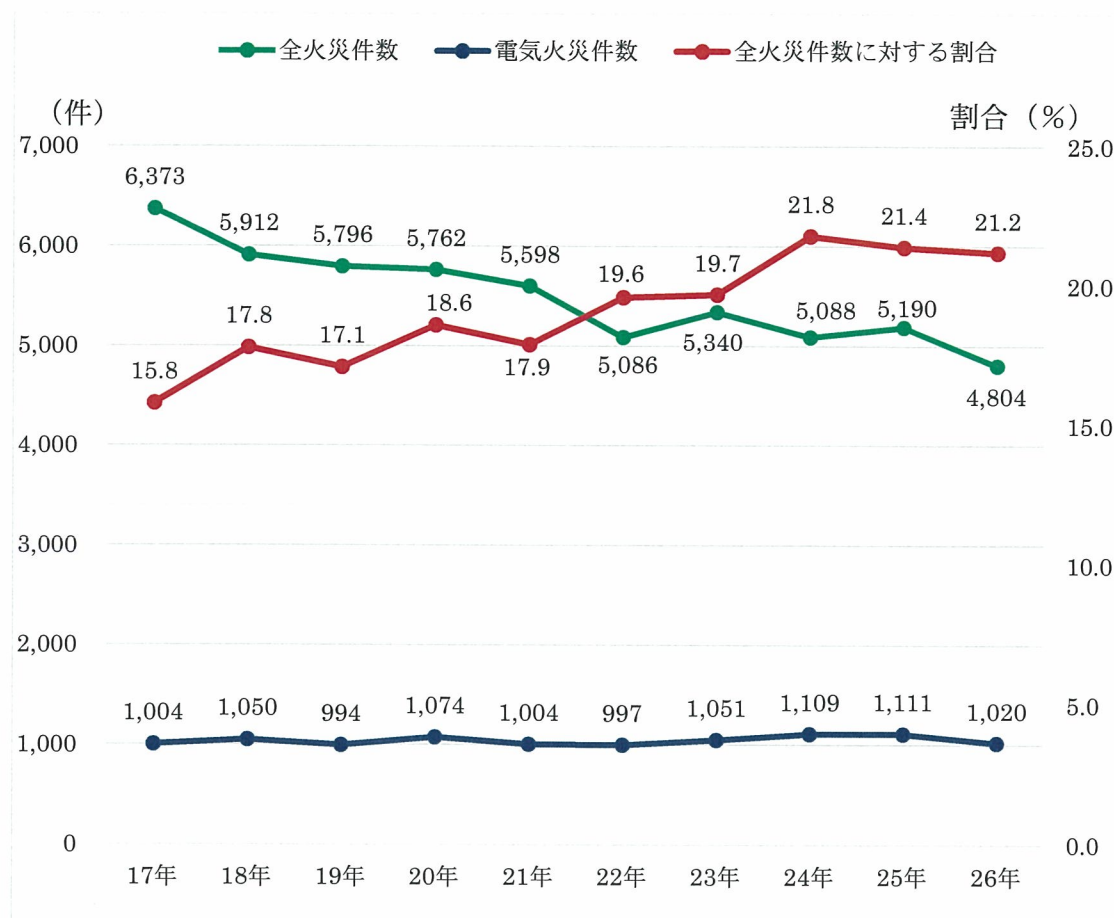


図1－1 電気火災の推移

平成27年度、電気火災の抑制方策について調査・検討をするため、東京消防庁では、一般社団法人日本電気協会を事務局として「電気火災の抑制方策に関する検討部会」を設置し、東京消防庁が保有する昭和60年～平成26年の火災データより電気火災（建物火災）を抽出し、発火源及び死者を中心に様々な角度でデータ作成を行い、発火源となる上位の製品を分析する。

電気火災の効果的な抑制方策の策定を目的として、火災件数や死者の多い特定の製品については、必要に応じて実験を行い、火災に至るメカニズムを検証し、必要な対策を講じるための提言をまとめることとした。

第2節 検討事項

本検討部会における検討事項は次のとおりとする。

1. 東京消防庁が保有する火災データ分析

(1) 電気製品の使用者に関する検討

発火源となった電気製品のうち上位にある製品について、使用者の年齢、性別等を調査し、出火の関係について分析する。また、使用者の年齢区分（高齢者以外、前期高齢者、後期高齢者）についても分析を行う。

(2) 出火場所に関する検討

出火した建物の使用状況（専用住宅、共同住宅、事務所）等と電気製品火災の発生状況について調査し、分析する。

2. 電気火災発生メカニズムの検証

1の分析を踏まえ、電気火災発生メカニズムを検証する。また、出火の原因に対する抑制方策を各々検討する。抑制する製品や対策がある場合は、取りまとめる。

3. 電気火災抑制方策の提言

2の抑制方策の具現化に向けた提言を取りまとめる。

第3節 検討体制

学識経験者、行政関係者、電気製品試験機関、電気製品関係工業会等で構成される「電気火災の抑制方策に関する検討部会」を表1-1のとおり設置し、専門的観点から検討を行った。また、検討部会の開催回数は表1-2のとおりである。

表1-1 電気火災の抑制方策に関する検討部会構成員（順不同、敬称略）

部 会 長	渡邊 信公（職業能力開発総合大学校能力開発院 基盤ものづくり系（電気設備ユニット）教授）
副 部 会 長	土橋 律（東京大学大学院 工学系研究科化学システム専攻 教授） 参事兼予防課長
部 会 員	大宮 喜文（東京理科大学理工学部 建築学科 教授）
	田村 裕之（総務省消防庁消防大学校 消防研究センター）
	飛田 恵理子（特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟）
	藤倉 秀美（一般財団法人電気安全環境研究所）
	宮川 七重（独立行政法人製品評価技術基盤機構）
	滝澤 恒夫（一般財団法人関東電気保安協会）
	上杉 克（東京都電気工事工業組合）
	金子 健一（一般社団法人日本電機工業会）
	吉田 伸二（一般社団法人日本配線システム工業会）
	竹田 和弘（一般社団法人電池工業会）
	下川 英男（一般社団法人電気設備学会）
	副参事（予防技術担当）
	荒川 嘉孝（一般社団法人日本電気協会）
オブザーバー	予防課火気電気係長
	予防課火気電気係
	査察課査察技術係長
	調査課資料係長
	防災部防災安全課生活安全担当係長
	齋藤 将道（総務省消防庁予防課）
	佐々木 文人（経済産業省商務流通保安グループ製品安全課）
	宮永 浩美（東京都生活文化局消費生活部生活安全課長）
	不破 由晃（電気事業連合会）
	中根 育朗（一般社団法人電池工業会）
事 務 局	小林 幸信（一般社団法人日本電気協会）
	齊藤 弘幸（一般社団法人日本電気協会）

第4節 検討スケジュール

表1－2 検討スケジュール

部 会	開 催 日
第1回検討部会	平成27年 9月28日
第2回検討部会	平成27年10月19日
第3回検討部会	平成27年12月21日
第4回検討部会	平成28年 2月 9日

第5節 検討の流れ

図1-2に示すフローで検討を行った。

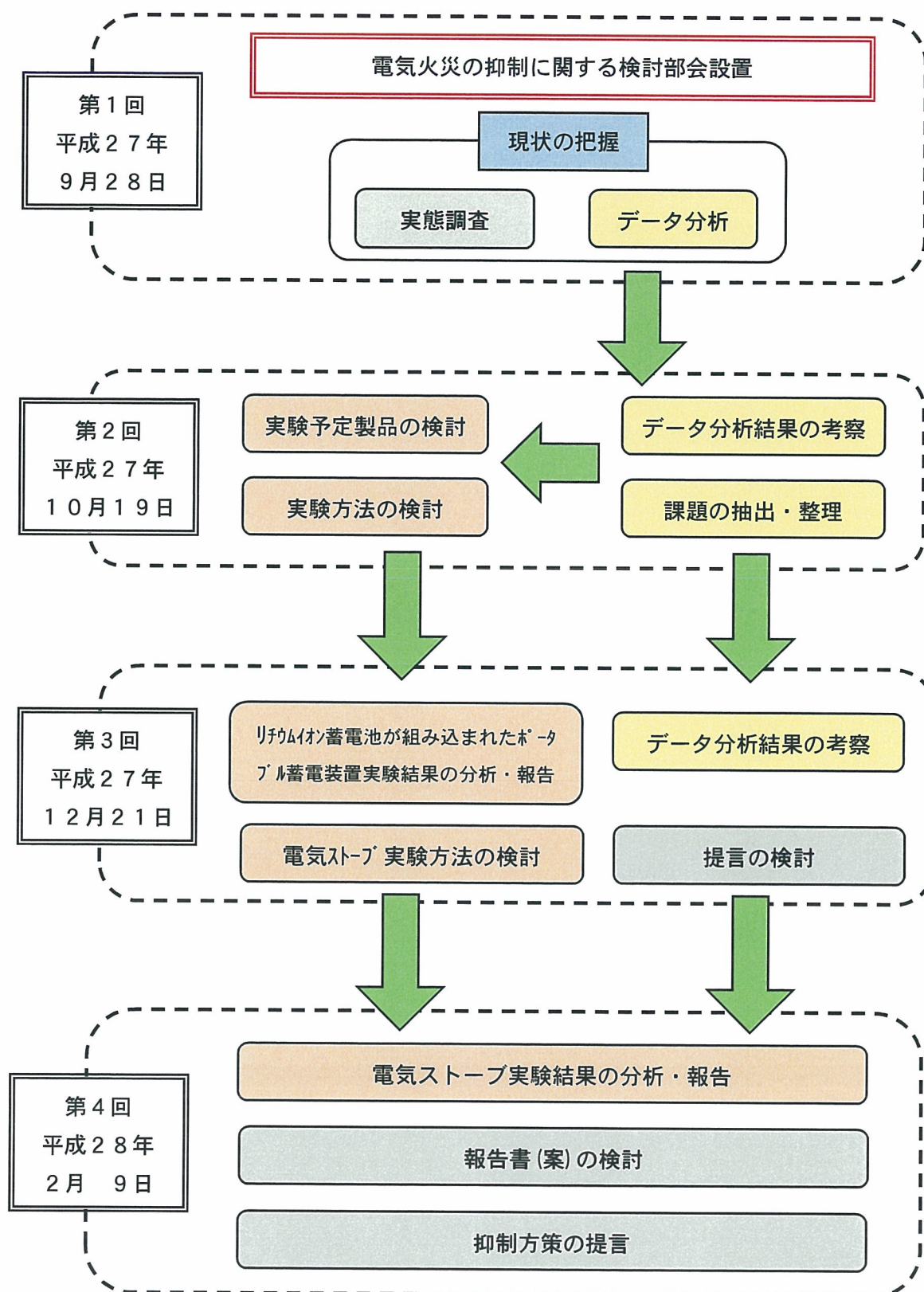


図1-2 検討フロー

第6節 電気火災の定義

「電気火災の抑制方策に関する検討部会」で扱う“電気火災”とは、建物内（屋上、ベランダを含む）において発生した、電気を使用するものからの出火事象とした。

具体的には、東京消防庁が保有するデータベースより、次の要素から抽出している。

- (1) 発火源分類コード 大分類コード「1 電気を使用する道具・装置」。
- (2) 経過分類コード「911 放火」、「912 無意識放火」、「921 放火の疑い」、「931 火遊び」を除く。
- (3) 車両から出火した火災の区分コード「0 非該当」。
- (4) 建物で発生した電気に係る火災（建物火災）。
- (5) リチウムイオン蓄電池についても建物火災は“電気火災”に含める。

なお、「平成27年版 火災の実態」については、建物で発生した電気に係る火災（建物火災）以外（建物火災以外）も含めているため、「電気火災の抑制方策に関する検討部会」で扱う“電気火災”と数値は異なる。